



津市からのお知らせ

NEW TSU

ニューツ



定額減税補足給付金(不足額給付金)のご案内



市民税課 ☎229-3130 📠229-3331

■定額減税／定額減税補足給付金(調整給付金)／定額減税補足給付金(不足額給付金)とは

定額減税は令和6年分所得税と令和6年度住民税所得割に対して行われた減税です。この定額減税において、令和6年分推計所得税(令和5年分所得税)や令和6年度住民税所得割に対し、減税しきれない額を計算し、令和6年に「定額減税補足給付金(調整給付金)」として給付しました。

令和6年分所得税の確定に伴い、定額減税しきれない額を再度計算し、定額減税補足給付金(調整給付金)を上回る額になった場合、その差額を「定額減税補足給付金(不足額給付金)」として給付します。また、本人および扶養親族等として定額減税対象外であり、かつ低所得世帯向け給付の対象世帯の世帯主・世帯員にも該当しなかった場合(対象要件は以下を参照)も給付対象となります。

※不足額給付は令和7年1月1日時点で住民票を登録している自治体が実施

■不足額給付金の対象要件・給付額

不足額給付① 令和7年の不足額給付金算出時点の「定額減税しきれない額」が、令和6年に給付した「調整給付金」の額を上回る人に対して、その差額を給付

不足額給付② 次の全ての条件を満たす人に4万円(令和6年1月1日時点で国外居住者であった場合は3万円)を給付

- 所得税・個人住民税所得割ともに定額減税の対象外
- 扶養親族等として定額減税の対象外…事業専従者(青色・白色)または合計所得金額48万円超
- 次のいずれの支給対象世帯にも該当していない
 - 令和5年度住民税非課税世帯給付金(7万円)
 - 令和5年度住民税均等割のみ課税世帯給付金(10万円)
 - 令和6年度新たな住民税非課税世帯・住民税均等割のみ課税世帯給付金(10万円)

■8月から不足額給付金の案内を発送

令和6年1月1日以前から津市に住民登録がある人は、8月中に津市から不足額給付金の案内を郵送しますので、10月31日(金)までに申請してください。

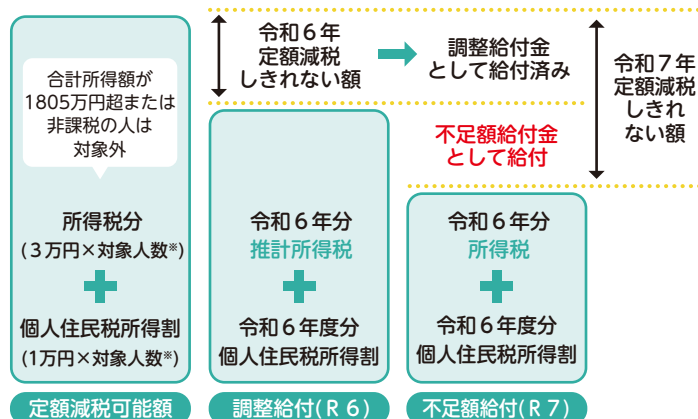
令和6年度個人住民税が他市区町村で課税対象の人(国外に居住していたために対象外の人も含む)へは、9月初旬に案内を発送します。

不明な点は、給付金コールセンターまでお問い合わせください。

給付金コールセンター(☎0120-772-668)

開設期間 8月1日(金)～10月31日(金) 8時30分～17時15分 ※土・日曜日、祝・休日を除く

不足額給付金のイメージ



※対象人数は本人と扶養親族(国外居住者を除く)の合計です。

不足額給付金の給付が想定されるケース

